

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、地方税法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法に関する事務
②事務の概要	<p>【個人住民税】 個人住民税は地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(以下、「個人住民税」という。)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定するものである。 個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以下、「個人市町村民税」という。)と道府県が課すことのできる道府県民税(以下、「個人道府県民税」という。)が存在する。個人市町村民税及び個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの各種申告資料の受領。(地方税法第317条の2等) ③課税データ、給与所得者の異動届の入力。 ④納税通知書、特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力。(地方税法第319条の2、第321条の4等) ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知(地方税法第321条の7の2等) ⑥扶養は正等に係る税務署への通知。 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会。(地方税法第294条の3等) ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑨個人住民税の減免。(地方税法第323条等)</p> <p>【固定資産税】 地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(以後、「固定資産税」という。)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)である(地方税法第343条)。 土地及び家屋の課税標準は、通常3年毎に総務大臣が告示する「固定資産評価基準」によって算出した価格(地方税法第349条)、償却資産の課税標準は、当該償却資産の価格(地方税法第349条の2)となり、税額は、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う(地方税法第364条)。 価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に関する審査の申出。(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等)</p> <p>【軽自動車税(種別割)】 軽自動車税(種別割)は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身体障害者等に対しては、減免申請書を受け付け、必要に応じて減免を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備。(地方税法第443条、第463条の15) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免決定通知書と車検用納税証明書を送付する。</p>
③システムの名称	住民税システム、申告受付支援システム、地方税電子申告支援サービス、課税資料イメージ管理サービス、個人住民税申告ポータル、サービス検索・電子申請機能、固定資産税システム、軽自動車税システム、証明書コンビニ交付システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

【個人住民税】

課税対象者ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報、申告受付情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、課税原票イメージファイル、宛名情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

【固定資産税】

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

【軽自動車税】

軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表24、44、85、100、127の項
	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第68条
	地方税法 第24条、第24条の5、第34条、第294条、第295条、第314条の2、第323条、第367条、第454条、第703条の4、第703条の5の2、第717条、第718条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	番号法 第19条第8号 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項 <情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項 (固定資産税、軽自動車税に関する事務については情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部門税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町税務課 055-989-5506 juminzei@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町税務課 055-989-5506 juminzei@town.nagaizumi.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。また特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請書からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。</p> <p>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</p>

9. 監査			
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	加藤 孝一	三木 弘美	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	三木 弘美	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	税務課長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. 対象人数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数－いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用－権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 —不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町税務課 055-989-5506 juminzei@town.nagaizumi.lg.jp	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 8特定個人情報ファイル取扱いに関する問合せ	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@nagaizumi.org	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町税務課 055-989-5506 juminzei@town.nagaizumi.lg.jp	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番27 (固定資産税 軽自動車税に関する事務に	番号法 第19条第8号、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番27 (固定資産税 軽自動車税に関する事務に	事前	
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目1. 対象人数—評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目1. 対象人数—いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数—いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和7年12月26日				事後	R6.10新様式への移行及び情報システムの標準化・共通化に伴う評価再実施